

令和4年8月4日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

岬町長 田 代



2022年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

2022年6月 30 日付けで要望のありました標記について、下記のとおり回答します。

統一要望項目

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答 まちづくり戦略室 人事担当】

住民サービスの維持・向上や様々な課題に対応するため、その時流に応じた人材の確保に努めるとともに、正職員の削減は行わず、再任用職員・任期付職員・会計年度任用職員と一丸となって、町民の要望に応えられるよう、今後も組織強化に努めてまいります。

- ② 大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答 まちづくり戦略室 人事担当】

女性管理職の登用率の偏りについては職員の男女構成比において40歳以上の比率が2対1（男性:女性）となっており、女性職員が少ないことが原因と考えられる。しかし、40歳以下の職員の男女構成比はほぼ同数となっておりますので、能力、意欲、実績を踏まえた人事管理を行い、女性登用のさらなる推進を図ってまいります。

2. コロナ対応及び物価高対策

- ① コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応できるようにすること。

【回答 教育委員会事務局 生涯学習課】

生活相談については、現在、文化センターで総合生活相談として人権協会に委託をし、町民のあらゆる相談に対応しているところです。

土日の相談については、開館している生涯学習課が対応し、人権協会と連携を図っていくよう努めてまいります。

また、大型連休や緊急対応が必要な場合は、役場守衛から担当課職員に連絡が入り、対応するよう努めてまいります。

【回答 しあわせ創造部 保健センター】

コロナ陽性者の医療相談は都道府県となり、大阪府が設置する 24 時間対応の「自宅待機SOS」があります。また発熱者などコロナの不安を抱える府民の相談についても同様に、新型コロナ受診相談センター「発熱者SOS」があります。

本町としては、ホームページ、公式LINEなどを通して町民へ情報提供を行い、これらの相談先を利用するよう呼び掛けています。また本町の相談窓口は保健センター及び危機管理担当であり、一般的な健康相談に対応しています。

【回答 総務部 人権推進課】

コロナ禍における外出自粛や行動制限等によるストレスにより、DVが増加傾向にある中、大阪府において、夜間・祝日を含め、24 時間電話やFAXでの相談受付けを行い対応していただいております。また、緊急対応が必要な場合は、役場守衛から担当課へ連絡が入り対応するよう努めています。

② 各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

【回答 総務部企画地方創生課】

本年においては、現金支給ではないが、家計負担を軽減するとともに、地域における消費を喚起する目的で、全住民に対し、一人あたり 5,000 円の商品券を配布する。

③ 生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

【回答 都市整備部 土木下水道課】

本町では、全世帯の水道料金の基本料金(家事専用)の半額を町が補てんする事業を、令和 2 年 6 月使用分から令和 4 年 3 月までのところ、令和 5 年 3 月までに延長しております。

3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

① 子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

【回答 しあわせ創造部 子育て支援課】

保育所の保護者等からの相談や、子育て生体生活支援特別給付金の申請相談時など、あらゆる機会を通して、実態把握に努め、困窮世帯の相談支援に努めます。

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

【回答 しあわせ創造部 子育て支援課】

子ども及びひとり親家庭医療費助成制度は、大阪府の制度に準じ実施しています。医療費の無償化については、大阪府と連携しながら、今後協議を行ってまいります。また、入院時食事療養費については、子ども医療費助成制度のみ町独自で無償化にしています。ひとり親家庭医療費助成制度については、子ども医療費助成制度と同様の無償化に向けて今後検討を行ってまいります。

- ③ 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

【回答 しあわせ創造部 子育て支援課】

本町では、現時点でも子ども食堂がなく、事業実施は難しい状況です。NPO、市民団体等と連携できるよう検討します。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

従前より、社会福協議会において、緊急に食糧支援が必要な方への支援として緊急一時食糧支援事業を行っていただいている、事業を継続できるよう引き続き連携していきます。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答 教育委員会事務局 学校教育課】

小中学校の給食費については、新型コロナウィルス感染症拡大の影響による保護者の経済的負担軽減のため、令和2年度、令和3年度において、学校給食費の無償化を実施し、令和4年度は半額負担としたところであります。しかしながら、継続的に給食費を無償化することは、現在の町の財政状況から困難であると考えております。

休校中・長期休暇中の子ども達への給食の提供につきましては、休校中・長期休暇中は学校施設での児童生徒の受け入れが困難なであり、給食提供の場所の確保が必要となってきます。また事前に給食調理数を把握することが難しいなど、給食の提供は難しい状況であります。

淡輪幼稚園におきましては、令和元年10月より給食費の無償化を実施しております。

【回答 しあわせ創造部 子育て支援課】

保育所におきましては令和元年 10 月より給食費無償化、町内外の認定こども幼稚園、私立幼稚園等におきましては令和 2 年 5 月より大幅な給食費助成をさせていただいている。

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特に DV に関する離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身

証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

【回答 しあわせ創造部 子育て支援課】

児童扶養手当申請時及び現況届提出時にはプライバシー等に留意し細心の配慮を行います。「独身証明書」につきましてはすべての受給者に行っているわけではなく元配偶者が受給者と近くに住んでいる場合には大阪府の方針により提出してもらう場合がありますが、廃止については今後大阪府と協議を行ってまいります。

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答 教育委員会事務局 学校教育課】

「要受診」と診断された児童・生徒に対しては、保護者あてに受診するよう通知し、その後の受診状況も把握しております。「要受診」と診断されたにも関わらず未受診となっている児童・生徒については個人懇談で担任から受診勧奨をおこなっております。また、口腔状態の調査については小6と中1を対象に毎年調査をおこなっております。

小学校では、給食後の歯みがきは習慣となっております。中学校については、生徒の自主に任せおり、今後啓発に努めてまいります。また、フッ化物洗口については、今後の検討課題にしてまいります。

- ⑦ 「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答 教育委員会事務局 学校教育課】

小中学校での児童・生徒の状況に関しては、現在、学期ごとの学習生活アンケートを実施し、把握しております。アンケートでは、家庭での役割分担についてなど、学校から帰ってからの状況を調査しています。

また、普段の児童生徒の様子を学校において把握し、気になる様子があれば、ケース会議等実施し、ケースによっては、子育て支援課(要対協)と状況把握や支援について連携を行っています。

【回答 しあわせ創造部 子育て支援課】

要保護児童地域対策協議会において、実態の把握に努め CSW、SSW 等の専門職と連携し、相談支援体制の構築に努めます。

- ⑧ 子どもたちが進学をあきらめずにするように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

【回答 教育委員会事務局 学校教育課】

給付型奨学金制度をはじめとする各種の奨学金制度については、窓口等において周知しております。町独自の奨学金返済支援制度の創設等については、国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。

【回答 総務部企画地方創生課】

奨学金返還者の就労初期における経済的負担を軽減することによって町内への定住を促すことを目的に、令和4年4月1日以降に奨学金の返還を始めた者に対し、岬町奨学金返還支援事業助成金を交付する。

4. 医療・公衆衛生

①コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単にPCR検査ができるようにすること。

【回答 しあわせ創造部 保健センター】

新型コロナ感染症の感染拡大に対応できる医療供給体制の確保について引き続き、国及び大阪府に働きかけます。また本町として府保健所との感染症対策の連携を密とするため、大阪府尾崎保健所の再配備について府に求めています。

PCR検査体制については本町において診療検査医療機関の協力のもと体制確保に努めているところですが、医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査、抗原定性検査や府の無料検査については町単独での実施は予算的に困難であるため、府事業の拡充や国の支援を要望します。

②第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶應大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

【回答 しあわせ創造部 保健センター】

本町として平時及び今般のコロナ禍のような危機的状況においても、府保健所機能が十分維持される保健所体制の確保と、また保健所が管轄する市町について人口及び面積なども勘案し、保健師を含めた専門職が受け持つ業務が過重になることなく地域保健活動が行える人的配置と尾崎保健所の再配備を保健所機能の強化の観点から大阪府に要望しています。

5. 国民健康保険

①コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。子どもの均等割は無料とすること。

【回答 しあわせ創造部 保険年金課】

現在、大阪府では、大阪府国保運営方針に基づいた事業運営を実施しており、国の基準を元にしつつも、大阪府独自の事情に合わせた内容での運用を実施することで、大阪府内のどの市町村においても公平な被保険者の受益と負担の公平性が確保できるようにすることを目指しています。

本町の国民健康保険料については、経過措置終了後の府内統一保険料の実施や事務運用の統一化などが盛り込まれた「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、適切に対応しております。

子どもに係る均等割額の減額措置においても、国基準に基づき実施しており、国基準以上の拡充は、減額分の財源の確保や被保険者間における平等性のあり方等、慎重に検討する必要があると考えます。

- ②多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

【回答 しあわせ創造部 保険年金課】

本町においては、基金の取り崩しにより、ようやく収支の均衡が保たれている状態であるため、国保運営の安定化を目指します。

- ③国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答 しあわせ創造部 保険年金課】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことに対する財政支援として、令和2年度より実施している国民健康保険料の減免と傷病手当金の支給について、今年度においても国基準に基づき実施しています。この傷病手当金については、本来、保険者が保険財政上余裕がある場合、自主的に実施することができるものとしていますが、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、感染拡大防止の観点から、国は給与の支払いを受けている被保険者が感染した場合や感染の疑いがある場合に休みやすい環境を整備することを目的として、生計費に充てるための賃金に代わるものとして支給するものであり、本町においてもこれと同様に支給することとしています。

なお、例年、6月の本算定時の保険料決定通知書送付時には同封文書として、保険料の算定根拠や保険料の納付方法等だけでなく、減免や特定健診等についてのチラシを独自に作成し各制度の周知を図っています。また、従前より、各種申請書について、やむを得ない事情により窓口に来庁できない場合について郵送での受付も可能としており、当該手当の申請についてもその他の申請同様、郵送申請を可能としています。また、申請用紙についてはホームページにアップしダウンロードができるようにしています。

6. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

【回答 しあわせ創造部 保健センター】

がん検診の受診率向上のため毎年、健康づくり委員会において分析・評価を行っています。受診率向上については年齢別個別勧奨の実施、未受診者への電話勧奨を実施します。

【回答 しあわせ創造部 保険年金課】

特定健診については、従前より、国基準に加え腎機能検査の充実や貧血検査の全員実施など、内容の充実を図るとともに、受診時一部負担金を、集団、個別健診ともに無料とし、受診しやすい環境を整えてきました。また、健診未受診者に対して個別勧奨を実施し、更なる受診率の向上に努めます。

- ② 歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者を対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

【回答 しあわせ創造部 保健センター】

本町においては、岬町第2次健康増進計画において「歯の健康づくり」への取り組みを行っています。あわせて15歳以上の町民に対して毎年、無料の歯科健康診査を実施しています。妊婦の歯科健診については母子手帳交付時に無料受診券を配布し町内歯科医院での受診を勧奨しています。在宅患者・障害者を対象とした訪問歯科健診の実施については実施体制の検討について歯科医師会等関係機関と協議をすすめます。

7. 介護保険・高齢者施策

- ① 高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

介護給付費の増加や人口減少に伴う保険料基準額の上昇について、国庫負担の引上げにより、その軽減を図るよう、大阪府や国に対して要望します。また、本町においては、介護給付費準備基金については、その全額を取り崩し保険料の引き下げを行っています。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

本町においては、所得段階に関係なく減免制度を実施しています。保険料の減免の原資は保険料であることから、減免制度については当面現行の制度で実施していきたいと考えています。年収の対象については、今後検討を行います。

③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)改定の影響の実態を調査とともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

町独自の減免制度は困難ですが、令和3年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)改定について、補足給付の預貯金要件の廃止等、制度の改正を大阪府や国に対して要望します。

④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

要支援の方については、従前型サービスの利用を基本としています。また、認定申請は権利であるため、その抑制は行いません。総合事業開始後も、従前どおり認定更新の勧奨通知を行っています。

口、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

本町においての総合事業の単価は、国が定める単価を基準として用いており、総合事業のサービスは従来型サービスを基本としています。

⑤ 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)に対する支援について

イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、ケアプランの質の向上を図るものであり、利用制限を行うものではなく、ケアマネジメントの結果を尊重し、その支援を行っています。

口、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

自立支援の視座に基づくケアマネジメントの研修会等は行いますが、サービスの利用抑制を目的とした地域ケア会議は実施しておりません。

⑥ 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込みず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

保険者機能強化推進交付金に係る評価指標については、本町の実態に応じた目標とし、自立支援や介護給付等適正化以外に、高齢者のQOLの向上を図るために、医療介護連携や認知症施策の推進や生活支援体制整備により地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを行います。

⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的な施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

各種補助制度は困難ですが、様々な機会を通じて熱中症予防を呼び掛けています。また、地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の構築により、高齢者を地域で支える有機的なネットワークの充実や発展に努めます。

⑧入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

大阪府が実施する指定介護老人福祉施設入所申込者の状況調査結果や在宅介護実態調査結果を参考に、大阪府医療計画や大阪府地域医療構想との整合性を確保しながら、施設整備についての検討を行います。

⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に待遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による 全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる待遇改善制度を求めるこ。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

町独自の待遇改善助成金の制度化は困難ですが、国に対し、国庫負担方式による待遇改善制度を求めるよう努めます。また、少子高齢化に伴う介護人材不足への懸念は社会構造的な問題ですが、介護現場における待遇改善を図りながら、仕事としての介護の魅力を全世代に伝えることができるよう、介護事業者と協力を図り努めます。

⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答 しあわせ創造部 高齢福祉課】

軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度の実施予定はありませんが、現状の把握に努め、制度の必要性について検討します。

8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法 7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

障がい担当職員及び障がい相談事業所とは定期的に情報交換会を通じ課題の共有を行っています。65歳到達時においては、介護保険担当ケアマネジヤーや地域包括支援センターとともに利用調整を実施しています。また、65歳以上の高齢障がい者の方の二重給付の調整は、障害者総合支援法に基づき運用を行います。

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨することはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

65歳以上の高齢障がい者の方は原則介護保険が優先であること、個々の状態等によっては障害福祉サービスを継続できる可能性があることを丁寧に説明しています。なお、障がい独自のサービスが必要な方は従前どおり障がいサービスを利用することができます。

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

2007年通知、2015年事務連絡及び令和4年4月事務処理要領に基づき運用を実施してまいります。

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

当町では独自ルールは設けておりません。

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

65歳以上の高齢障がい者の方は原則介護保険が優先であること、個々の状態等によっては障害福祉サービスを継続できる可能性があることを個別に丁寧に説明しています。

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めるこ

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

介護保険へ移行しない場合があれば、サービスが途切れないよう配慮し、対応していきます。

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しつつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めるこ

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

介護保険対象者のうち、障害者で障害福祉サービスを上乗せで利用される方については、現在も適切なアセスメント等を行い、障がい特性によりサービスを必要とされる方については障害福祉サービスを利用することができます。

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されること。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

総合事業のみならず、介護保険事業においても、障がいの特性に配慮したサービス提供の必要性があると考えます。従事者については、地域ケア会議や研修等を通じ、障がい特性についての理解を深めるよう環境の整備を図ってまいります。また、個別の障がいに配慮が必要な方については、地域包括支援センターが事業者と調整します。

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

訪問介護につきましては、65歳に到達するまでに一定期間利用し、利用料が無料であった方については、利用料が無料となる制度は以前からあります。また、(新)高額障害福祉サービス等給付費の制度が創設されたことで、一定の条件はあるものの、訪問介護、通所介護、短期入所等においては利用者負担の軽減が図られています。

⑩ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答 しあわせ創造部 地域福祉課】

町独自の対象者拡大・助成制度の創設については、当町の現在の財政状況等から困難ですが、大阪府に対しては、助成の拡大等を引き続き、要望していきます。